



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 12 月 21 日 (月曜日) 第 166 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁	
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1		を改正する告示…………… (人事課) 2
告 示		○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部を改正する告示…………… (“) 3
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部		○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 4
		○宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 4
		海区漁業調整委員会指示
		○漁業法に基づく指示…………… 6
		○漁業法に基づく指示…………… 6

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 12 月 21 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第59号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和43年宮崎県規則第52号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(障害補償年金前払一時金の支給に伴う障害補償年金の支給停止期間等)</p> <p>8 障害補償年金は、附則第4項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日 (同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日) の属する月の翌月から次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>100分の5</u>に当該支払期月以後の経過年数 (当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数) を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>9 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額 (以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。) を差し引いた額、当該支払期月から起算して</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(障害補償年金前払一時金の支給に伴う障害補償年金の支給停止期間等)</p> <p>8 障害補償年金は、附則第4項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日 (同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日) の属する月の翌月から次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、<u>負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日 (以下「災害発生の日」という。)</u>における法定利率に当該支払期月以後の経過年数 (当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数) を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額</p> <p>9 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額 (以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。) を差し引いた額、当該支払期月から起算して</p>

1 年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に 100分の5 に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に 1 を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

（遺族補償年金前払一時金の支給に伴う遺族補償年金の支給停止期間等）

15 遺族補償年金は、附則第10項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月（条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第10項本文の規定による申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第4条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第19項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第10項本文の規定による申出を行った場合にあっては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 〔略〕

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5 に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

16 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に 100分の5 に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

1 年を超える場合にあっては、当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。

（遺族補償年金前払一時金の支給に伴う遺族補償年金の支給停止期間等）

15 遺族補償年金は、附則第10項本文の規定による申出が行われた場合にあっては、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日（同項ただし書の規定による申出が行われた場合にあっては、当該申出が行われた日）の属する月（条例附則第4条の2第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの（以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。）が附則第10項本文の規定による申出を行った場合にあっては、その者が当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ条例附則第4条の2第2項の表の右欄に掲げる年齢（以下この項及び附則第19項において「支給停止解除年齢」という。）に達する月）の翌月から次に掲げる額の合計額（特例遺族補償年金受給権者が附則第10項本文の規定による申出を行った場合にあっては、支給停止解除年齢に達する月までの間に係る額を除く。）が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとする。

(1) 〔略〕

(2) 前号の支払期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、災害発生の日における法定利率に当該支払期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

16 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支払期月から起算して1年以内の場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額、当該支払期月から起算して1年を超える場合にあっては、当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に災害発生の日における法定利率に当該終了する月の同項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

告 示

宮崎県告示第 982号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額（平成4年宮崎県告示第560号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月21日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,900円	13,285円	20歳未満	4,981円	13,342円
20歳以上25歳未満	5,484円	13,285円	20歳以上25歳未満	5,543円	13,342円
25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円	25歳以上30歳未満	6,051円	14,157円
30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円	30歳以上35歳未満	6,475円	17,104円
35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円	35歳以上40歳未満	6,783円	19,320円
40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円	40歳以上45歳未満	7,031円	21,235円
45歳以上50歳未満	[略]	23,304円	45歳以上50歳未満	[略]	23,266円
50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円	50歳以上55歳未満	6,995円	25,503円
55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円	55歳以上60歳未満	6,543円	25,515円
60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円	60歳以上65歳未満	5,315円	20,511円
65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円	65歳以上70歳未満	3,970円	14,980円
70歳以上	3,960円	13,285円	70歳以上	3,970円	13,342円

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額（以下「改正後の告示」という。）の表の20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項の最低限度額並びに20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項及び70歳以上の項の最高限度額の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の告示の表の20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項の最低限度額並びに20歳未満の項、20歳以上25歳未満の項、35歳以上40歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項及び70歳以上の項の最高限度額の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 983号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年宮崎県告示第1125号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が	常時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が

		16万 5,150円を超えるとときは、 <u>16万 5,150円</u>)			16万 6,950円を超えるとときは、 <u>16万 6,950円</u>)
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>7万 790円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>7万 790円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>7万 2,990円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>7万 2,990円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>8万 2,580円</u> を超えるとときは、 <u>8万 2,580円</u> ）	随時介護を要する状態	1 [略]	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>8万 3,480円</u> を超えるとときは、 <u>8万 3,480円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>3万 5,400円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>3万 5,400円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>3万 6,500円</u> 以下であるときに限る。）。	月額 <u>3万 6,500円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）

附 則

(施行期日等)

- この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（以下「改正後の告示」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 改正後の告示の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

宮崎県告示第 984号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和2年12月21日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町坪谷字大内 1988-7、1988-41
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東白杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 985号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和2年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	
一般財団法人宮崎県交通安全協会	宮崎市錦本町4番8号 宮崎北警察署敷地内 宮崎北地区交通安全協会	一般財団法人宮崎県交通安全協会	宮崎市錦本町4番8号 宮崎北警察署敷地内 宮崎北地区交通安全協会	令和2年 10月19日
	宮崎市大字恒久字今井手 878-2 宮崎南警察署敷地内 宮崎県交通安全協会宮崎南分室		宮崎市大字恒久字今井手 878-2 宮崎南警察署敷地内 宮崎県交通安全協会宮崎南分室	
	宮崎市阿波岐原町前浜 4276-5 宮崎県総合自動車運転免許センター内		宮崎市阿波岐原町前浜 4276-5 宮崎県総合自動車運転免許センター内	
	宮崎市高岡町飯田 252 高岡地区交通安全協会		宮崎市高岡町飯田4丁目1番地2 高岡地区交通安全協会	
	日南市中央通1丁目9番地1 日南警察署敷地内日南地区交通安全協会		日南市中央通1丁目9番地1 日南警察署敷地内日南地区交通安全協会	
	串間市大字西方3914の1 串間警察署敷地内串間地区交		串間市大字西方3914の1 串間警察署敷地内串間地区交	

通安全協会	通安全協会
都城市東町4街区17号 都城警察署敷地内都城地区交通安全協会	都城市東町4街区17号 都城警察署敷地内都城地区交通安全協会
北諸県郡三股町大字宮村2944番地3 都城運転免許センター内	北諸県郡三股町大字宮村2944番地3 都城運転免許センター内
小林市堤2936番地 小林警察署敷地内小林地区交通安全協会	小林市堤2936番地 小林警察署敷地内小林地区交通安全協会
えびの市大字原田 119番地 えびの地区交通安全協会	えびの市大字原田 119番地 えびの地区交通安全協会
西都市小野崎2丁目16番地 西都地区交通安全協会	西都市小野崎2丁目16番地 西都地区交通安全協会
児湯郡高鍋町大字持田 3406-1 高鍋警察署敷地内高鍋地区交通安全協会	児湯郡高鍋町大字持田 3406-1 高鍋警察署敷地内高鍋地区交通安全協会
日向市鶴町2丁目1番13号 日向警察署敷地内日向地区交通安全協会	日向市鶴町2丁目1番13号 日向警察署敷地内日向地区交通安全協会
延岡市愛宕町3丁目45番地3	延岡市愛宕町3丁目45番地3

延岡地区交通安全協会	延岡地区交通安全協会
延岡市大貫町1丁目28番地 延岡運転免許センター内	延岡市大貫町1丁目28番地 延岡運転免許センター内
西臼杵郡高千穂町大字三田井1200-1 高千穂警察署敷地内高千穂地区交通安全協会	西臼杵郡高千穂町大字三田井1200-1 高千穂警察署敷地内高千穂地区交通安全協会

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 131号

宮崎海区におけるうみがめの採捕及びうみがめの卵の採取について、漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 2 年 12 月 21 日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

（採捕の制限）

1 宮崎海区において、うみがめ科のあおうみがめ、あかうみがめ及びたいまい並びにこれらの卵（以下「うみがめ」という。）を採捕してはならない。ただし、次に掲げる目的をもって宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りではない。

- (1) 試験研究
- (2) 増殖
- (3) 委員会が特に認めた目的

（承認の申請等）

2 うみがめの採捕にかかる承認等の手続きは次のとおりとする。

(1) うみがめの採捕をしようとする者は、承認申請書を委員会に提出しなければならない。

委員会が承認したときは、承認証を申請者に交付する。

(2) 承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに委員会に書換交付申請をしなければならない。

(3) 承認証を亡失し、又は棄損したときは、速やかに再交付申請をしなければならない。

（採捕禁止期間）

3 承認を受けた者であっても、6月1日から7月31日までの期間は、うみがめを採捕してはならない。ただし、1の(1)及び(2)に掲げる者を除く。

（雌がめの採捕禁止）

4 承認を受けた者であっても、雌がめを採捕してはならない。ただし、1の(1)及び(2)に掲げる者を除く。

（承認の期間）

5 承認の有効期間は3年以内とし、この委員会指示の有効期間の

満了日を超えない範囲とする。

（制限又は条件）

6 承認の制限又は条件は次のとおりとする。

- (1) 承認を受けた者は、うみがめを採捕する場合は、承認証を自ら携帯し、又は責任者に携帯させなければならない。
- (2) 承認を受けた者は、承認の有効期間終了後又は承認数に到達後、速やかに別に定める様式による報告書を委員会に提出しなければならない。なお、承認期間が1年を超える場合は、前述の報告に加えて毎年末までの報告を速やかに提出しなければならない。
- (3) 目的以外の採捕をしてはならない。
- (4) 委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。
- (5) 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかにその承認証を委員会に返納しなければならない。

（取扱要領）

7 この指示に定めるもののほか、採捕の承認に関する事務の取扱いについては、うみがめの採捕承認に関する事務取扱要領（令和 2 年 12 月 10 日制定）によるものとする。

（所持及び販売の禁止）

8 承認を受けずに採捕したうみがめ（標本及びはく製を含む。）の所持及び販売をしてはならない。

（指示の有効期間）

9 この委員会指示の有効期間は、令和 3 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までとする。

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 157号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、内水面第 5 種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

令和 2 年 12 月 21 日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

1 増殖義務

令和 3 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

ただし、履行が困難な場合等にあつては、他の方法に替えることができる。

2 こい、おいかわ及びうぐいの増殖

1 のただし書きにより他の方法に替える場合は、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。

3 実施状況及び実績報告の義務

漁業権者は、令和 3 年 7 月 31 日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、令和 4 年 1 月 31 日までに増殖指示完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならない。

4 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

別 表

漁業権 番 号	河川名	漁 業 権 者	魚種及び数量(増殖行為)													
			あゆ	ふな	うなぎ	やまめ	にじます	おいかわ	うぐい	もくずがに		わかさぎ		こい		
			稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	天然 種苗 放流 (kg)	人工 種苗 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	発眼卵 放 流 (万粒)	稚魚放流 相当分 (尾)		
内共第 1号	北 川	代表 東海漁 業協同組合	170	400	18	2,500		1,200		15	又は	3,000			3,900	
内共第 2号	祝子川	祝子川漁業協 同組合	156		28	2,000	2,000	2,000		15	又は	3,000			800	
内共第 3号	五ヶ瀬川(河口)	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	88		20			1,200		10	又は	2,000				
内共第 4号	五ヶ瀬川	代表 延岡 五ヶ瀬川漁業 協同組合	1,108		80	27,200		3,000	8,000	50	又は	10,000				
内共第 5号	五十鈴川	五十鈴川漁業 協同組合	50		36	1,800				5	又は	1,000			2,000	
内共第 6号	塩見川	富島河川漁業 協同組合		1,200	15					4	又は	800			1,200	
内共第 7号	耳川	代表 耳川漁 業協同組合	126	1,600	174	15,100		1,600		140	又は	28,000	1,100	又は	330	24,000
内共第 8号	石並川	美幸内水面漁 業協同組合	21		16	1,000				20	又は	4,000				
内共第 9号	名貫川	名貫川淡水漁 業協同組合	12		4	400				4	又は	800				
内共第 10号	平田川	平田川淡水漁 業協同組合	4	400	7					6	又は	1,200			4,000	
内共第 11号	小丸川	代表 小丸川 漁業協同組合	150		108	12,000		19,000		25	又は	5,000				
内共第 12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬 川漁業協同組 合	226		160	16,000		22,800		25	又は	5,000				
内共第 13号	石崎川	代表 一ツ瀬 川漁業協同組 合		900	20					5	又は	1,000			7,600	
内共第 14号	大淀川	代表 綾漁業 協同組合	458	3,900	457	8,800		17,600	24,000	150	又は	30,000			100,200	
内共第 15号	清武川	代表 境川漁 業協同組合	64		40					50	又は	10,000				
内共第 16号	加江田川	木花内水面漁 業協同組合	12		10					25	又は	5,000				
内共第 17号	川内川上流	川内川上流漁 業協同組合	30	600	20	5,000		1,200							10,400	
内共第 18号	広渡川	日南広渡川漁 業協同組合	138		41	2,800				300	又は	60,000			12,000	
内共第 19号	福島川	串間市淡水漁 業協同組合	25		35	1,000				10	又は	2,000				
内共第 20号	本城川	串間市淡水漁 業協同組合	10		10					5	又は	1,000				
内共第 21号	御 池	小林高原野尻 漁業協同組合	10	500	30			1,200					1,000	又は	300	3,000

<放流する魚種の体長・体重>

- | | | | |
|---------|--------------|----------|---------------------|
| 1. あ ゆ | 体重 3~10グラム | 6. うぐい | 体重 5グラム以上 |
| 2. ふ な | 体重 5グラム以上 | 7. おいかわ | 体重 1グラム以上 |
| 3. うなぎ | 体重 10~100グラム | 8. もくずがに | 体重 20~30グラム(単位:kg) |
| 4. やまめ | 体重 5~10グラム | | 又は甲幅4ミリメートル以上(単位:尾) |
| 5. にじます | 体重 15グラム以上 | 9. わかさぎ | 体重 5グラム以上又は発眼卵 |

--	--